

厚岸町条例第16号

厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月22日

厚岸町長 三浦克宏

厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年厚岸町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 厚岸町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年厚岸町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。